

寄附金に対する税法上の優遇措置

当顕彰事業へのご寄附に対しましては所得税法、法人税法による税制上の優遇措置が受けられます。

【個人からのご寄附】

個人からのご寄附は、寄附金が2千円を超える場合には、「寄附金控除」の対象となり、税制上の優遇措置が受けられます。

確定申告の際に、「税額控除」か「所得控除」のどちらか控除額の有利な方をご選択いただけます。

税額控除	所得控除
税額からの直接控除	課税対象所得額からの控除
(税額控除額) (寄附金額－2000円)×40%	(寄附金控除額) 寄附金額－2000円
(上限規定) ・対象となる寄附金額の上限は、総所得金額の40%相当額とする。 ・控除税額の上限は、所得税額の25%相当額とする。	(上限規定) ・対象となる寄附金額の上限は、総所得金額の40%相当額とする。
(確定申告時の添付書類) ・領収書 ・税額控除に係る証明書	(確定申告時の添付書類) ・領収書

【法人からのご寄附】

法人からのご寄附は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別の損金算入限度額が設けられています。最大で一般寄附金分と別枠分の寄附金が損金算入でき、この分には法人税が課税されません。

連 絡 先

(日・月・祝祭日を除く午前10時～午後5時まで)

□久米島町教育委員会 大田昌秀先生顕彰事業期成会事務局(久米島図書館内) TEL:098-987-7051